

平成 21 年（ワ）第 17473 号 損害賠償請求事件

原 告 梶田 敦

被 告 社団法人日本気象学会

被告準備書面（2）

平成 21 年 10 月 15 日

東京地方裁判所民事第 44 部合 B 係 御中

被告訴訟代理人弁護士 長 谷 川 俊 明



同 山 宮 道 代



同 平 賀 真 紀



同 下 田 一 郎



同 大 上 良 介



同訴訟復代理人弁護士 奥野剛史



第1 原告準備書面（2）第1に対する反論

1 原告は、会員の会費を納入する義務が法律的な債務である以上、「自己の研究成果を学会誌や学会の大会などで発表すること」が被告の法律上の債務であって両者が対価的な関係にたつと主張しているが全くの誤りである。

2 既に被告答弁書で主張しているとおり、学会の定款第8条に規定されている会員の特典は、会員が受けうる便宜を一般的に総称したに留まり、会員が被告に対し個別の学術的会合で自己の研究発表を行うことを請求する具体的権利や被告機関誌に会員の論文掲載を請求できる具体的権利を認めるものではない。従って、被告の会費納入義務とこれらが対価関係にたつこともなく、被告が原告の論文掲載を拒否したり、被告の大会において原告の講演を拒否したりすることが被告の債務不履行を構成することもない。

3 原告は、株式会社と株主の法律関係が本件における原告と被告間の関係に類推適用されると主張したいようであるが、そもそも両者は無関係であり、株式会社と株主の法律関係から本件における原告と被告の関係を導き出すことは論理の飛躍以外の何物でもない。

第2 原告準備書面（2）第2及び原告提出の2009年9月4日付上申書に対する反論

1 原告は、被告が被告機関誌における論文掲載の拒否及び大会における講演の拒否について全く同内容の自由裁量論を主張するものとして反論しているようであるが、この点誤解があるため再度被告の主張を述べるとともに反論する。

2 被告機関誌への論文掲載の採否については、被告細則20条にあるとおり、編集委員会がその責務と権限を有している。なお原告は同条を曲解しているようであるが、同条は、編集委員会が論文の訂正、削除から掲載拒否に至るまで、被告機関誌への論文の掲載及びその編集について広くその権限を有していることを一般的に規定しているものであり、「原稿の内容」以外の理由によって掲載を拒否してはならない等編集委員会に何らかの義務付けをしている条項ではないし、論文が掲載されることを前提として会員間の発表の調整を図った規定でもない。

3 既に被告答弁書で述べたとおり、被告機関誌への論文掲載にあたっては、専門家である査読者の査読というプロセスを経る仕組みを採用している。この点が、後述する被告大会における講演の許可とは異なっており、編集委員会は、被告機関誌への論文掲載の最終決定を行うにあたり、この査読というプロセスを経る必要あるが、それ以外には特段の制約を受けていない。なお、この査読は、被告機関誌独自の制度ではなく、学術的論文を掲載する雑誌等が掲載論文の採否を決定する際に一般的に採用している制度であることを付言しておく。そして、原告の論文についても、査読者は詳細な査読を行った結果、被告機関誌に掲載するには適さないと判断したため、編集委員会は原告の論文を不採用としたものであり、被告のかかる決定には何ら問題はない。

4 なお、原告は、被告の「誤読」をことさら問題としているが、上記のとおり、被告は査読というプロセスを経て被告機関誌への論文掲載の最終決定を行っている以上かかる被告の決定に問題がないことは明らかであり、被告の「誤読」について論ずる必要はない。

5 次に被告大会における講演の拒否についてであるが、被告大会における講演の採否については、講演企画委員会がその責務と権限を有している。被告大会における講演の採否に関しては、被告機関誌への論文掲

載とは異なり、専門家による査読のような厳密なプロセスを経る仕組みとはなっていない。もっとも、被告大会における講演についてはいかなる内容でも認められるものではなく、被告大会の講演の質を維持するため、講演企画委員会が被告大会の講演として適切なものかを判断し、場合によって講演を拒否する権限を有している。被告大会告示においても、講演企画委員会が講演を認めることが適当でないと判断した場合には、講演を認めないことがある旨予め告知している（乙3）。

6 講演希望者は予め所定のフォーマットにより講演の予稿を講演企画委員会に提出しなければならず（乙3）、講演企画委員会はこの予稿から講演希望者の講演内容が適宜被告大会の講演として適切なものかどうかを判断することとしており、講演の採否は講演企画委員会の自由裁量により決定される事項である。

7 原告は細則20条を、編集委員会の義務を定めた条項と曲解した上で、講演の拒否についても同条が類推適用されると主張するが、原告の同条の解釈自体が誤りであり、かかる誤った解釈が講演の拒否について類推適用される余地もない。従って、講演企画委員会が自由裁量により行った講演企画委員会の講演不許可決定について被告が原告から法的責任を追及されるいわれは全くない。

8 原告は、会員がその論文を被告機関誌に発表したり研究成果を被告大会などで発表したりすることは、会員の会費納入義務と対価的関係につたつ被告学会の義務であり、被告の自由裁量でこれら決定できるることは不公平である旨主張する。しかし、上記第1に述べたとおり、定款に定められた会員の特典は、会員が被告に対しその論文を被告機関誌に発表する具体的権利や、会員が研究成果を被告大会などで発表する具体的権利を定めたものではなく、会員の会費納入義務とこれらが対価的関係にも立たないため、原告の主張はそもそも失当である。

9 加えて、被告が原告の論文掲載拒否や被告大会における一般講演拒否をした理由を丁寧に説明したことをもって、被告主張の裁量論を自ら否定するものと主張するが誤りである。被告は被告機関誌における原告の論文掲載拒否決定や被告大会における一般講演拒否決定を行うに当たり、根拠となった被告としての立場や見解を原告にも理解してもらうべくその理由を示したに過ぎず、そのことと、被告が被告機関誌への論文掲載の採否や被告大会での一般講演の採否にあたってどのような制約に服するか、あるいは裁量を有するかとは無関係である。

以上